

失業したことによる特例申請の際の添付書類（下記いずれかの書類が必要です）

◎失業したことによる特例申請については、事由が発生した前月から事由が発生した年の翌々年の6月分まで（学生納付特例制度は翌々年の3月分まで）の期間について申請することができます。

雇用保険の被保険者であった方（ア～オのいずれか）		雇用保険非加入者であった方	事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方（カ～ケのいずれか）		公務員の方	
ア	雇用保険受給資格者証（コピー可）	①事業主による退職証明書（退職日の記載があり、事業主名及び事業主印があるもの） ＋ ②退職に伴い交付された個人住民税納税通知書（退職日前後の納税方法のわかるもの）※1 ※1 給与天引き（特別徴収）をされておらず、直接個人で支払っていた（普通徴収）場合は、退職前に発行されている納税通知書を添付するか、天引きしていなかった旨を「事業主による退職証明書」に附記してもらってください。	カ	厚生労働省が実施する総合支援資金貸付の貸付決定通知書のコピーおよび申請した時の添付書類のコピー	雇用保険の適用除外となる国、都道府県、市町村その他雇用先その他国等が証明した書類 （離職の事実及び離職年月日の確認できるもの：コピー可） （例：辞令）	
イ	雇用保険被保険者離職票（コピー可）		キ	履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書		あわせて失業の状態にあることの申し立てが必要
ウ	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（コピー可）		ク	税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書または事業廃止届出書のコピー（受付印のあるもの）		あわせて失業の状態にあることの申し立てが必要
エ	雇用保険特例受給資格者証（コピー可）		ケ	保健所への廃止届出書（控）（受付印のあるもの）または廃止届証明書		あわせて失業の状態にあることの申し立てが必要
オ	雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書（コピー可）					